

電気通信主任技術者試験HOT情報！

平成22年2月26日の改正・実施により・・・資格者証は、平成22年度からプラスチックカード製になりました。

- 電気通信主任技術者及び工事担任者の資格者証様式が変わりました。
- 資格者証の偽造防止、耐久性の向上等の観点から、平成22年度から日本工業規格(JIS X6301)に規定するサイズのプラスチックカード製に変更されています。
*関連リンク先 総務省報道資料 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban05_000033.html

平成22年2月26日の改正・実施により・・・電気通信主任技術者の配置要件や、アウトソーシングを考慮した管理体制の見直しなどの改正がありました。

- 電気通信主任技術者の配置要件として、これまでは「事業用電気通信設備を直接管理する事業場」に選任することとしていましたが、業務区域が複数の都道府県に及ぶ電気通信事業者の場合には、原則、都道府県ごとに電気通信主任技術者を選任することとなりました。
(但し、一定の要件を満たしていれば、総合通信局の管轄区域内又は当該管轄区域と隣接する都府県において、複数の都府県(沖縄県を除く。)の電気通信主任技術者が兼任可能です。) *施行は、平成23年2月26日からです。
- アウトソーシングを考慮した管理体制は、電気通信事業者が、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため総務大臣に届け出る管理規程において、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における所要の管理体制について、自社の管理体制に加え、アウトソーシング先の保守業者・製造業者等も含めた管理体制を記載することとなりました。
*関連リンク先 総務省報道資料 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban05_000033.html

平成21年6月30日の改正・実施により・・・「線路主任技術者の試験科目の追加」・「受験による科目合格の有効期限が2年から3年に延長」・「努力義務規定の追加」などの改正がありました。

- 「線路主任技術者」の試験科目一部改正～「線路設備のセキュリティ管理」が追加されています。
- 平成21年6月30日以降に実施される試験から「受験による科目合格者に対する試験の免除期間」が、試験の行われた月の翌月の初めから起算して「3年以内に延長」になりました。
- 「電気通信主任技術者の資格者証の交付を受けた者は、事業用電気通信設備の工事、維持運用に関する専門的な知識及び能力の向上を図るように努めなければならない。」という「努力義務規定」が追加されました。(※関係情報は、別途HP上でお知らせいたします。)

平成19年11月21日の改正・実施により・・・ネットワークのIP化に対応した安全・信頼性対策の一環として、事故報告について電気通信主任技術者の役割が明確化され、責任範囲が広がっています。

- 重大な事故報告の際、電気通信主任技術者による確認が要件化されています。
電気通信事業法(第28条)に基づき、電気通信事業者が総務大臣に重大な事故報告を行う際、事故報告書(詳報)に、事故対策を確認した「電気通信主任技術者」による署名・押印が新たに必要となりました。(電気通信事業法施行規則第57条に基づく様式第50の改正)
- 電気通信主任技術者による定期的な事故報告が制度化されています。
電気通信事業法(第166条)に基づく報告に、電気通信事業者による定期的な事故発生状況報告が新たに追加され、報告書に「電気通信主任技術者」が署名して報告することになりました。(電気通信事業報告規則第7条の2及び様式第26を新たに規定)

平成18年4月1日の改正・実施により・・・電気通信主任技術者資格の「役割が大きく向上」し、「企業の評価アップに貢献」できるようになっています。

- 「電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた後、電気通信工事に関し5年以上の実務経験を有する」場合は、
 - ◆ 電気通信工事業の許可申請時の許可基準の一つである営業所専任技術者の認定資格となっています。
 - ◆ 電気通信工事施工時に配置を要する主任技術者として認定されています。(建設業法施行規則第7条の3)
※ 詳しくは、国土交通省 各地方整備局 建設部などへお尋ねください。
- 「電気通信主任技術者資格」は、経営事項審査における審査項目の「技術力(Z)」を評価する評点の加点対象です。
公共工事を直接請け負おうとする建設業者が受ける経営事項審査の審査項目「技術力(Z)」は、技術職員の数により評価されます。
※ 詳しくは、経営事項審査の申請先となる都道府県(建設事務所、土木事務所など)へお尋ねください。

平成16年3月22日の改正・実施により・・・伝送交換主任技術者資格者証の旧1種・2種の区別は廃止されています。

- 第二種伝送交換主任技術者資格者証は、現在でもその監督責任範囲内で有効です。
- スキルアップの為に一部科目免除がありますので是非、受験されますことをお勧めします。

- ★ 電気通信主任技術者資格の取得に向け、電気通信工事業を始めとして、NTTグループ、固定移動通信業、電気工事業、電力業など、幅広い業種の企業の方々が受験されています。
- ★ 電気通信主任技術者は、IP系サービスにおける通信障害などの事故の増加傾向等を背景として、安全・信頼性を確保する対策の中で大きく注目されています。

財団法人 日本データ通信協会 電気通信国家試験センター お問い合わせ: E-Mail shiken@dekyo.or.jp

平成22年8月